

各位

上 場 会 社 名 四国電力株式会社
代 表 者 取締役社長 社長執行役員 宮本 喜弘
(コード番号 9507、東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画部 企画グループリーダー 安西 弘喜
(TEL 087-821-5061)

当社子会社の四国電力送配電(株)による託送供給等約款の変更届出について

【託送供給等約款の変更届出の概要】

当社の子会社である四国電力送配電株式会社（以下、四国電力送配電）は、本日、電気事業法第 18 条第 5 項^{※1}に基づき、「託送供給等約款^{※2}」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。（なお、本日、変更届出を行った「託送供給等約款」は、2026 年 1 月 1 日からの実施が予定されております。）

※1：電気事業法第 18 条第 5 項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、四国電力送配電の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

今回の変更届出では、2026 年 9 月 4 日に経済産業大臣から承認を受けた「託送供給等に係る収入の見通し」（同日お知らせ済み）に、2023 年度・2024 年度の実績収入と収入見通しの乖離に伴う調整額を反映した額に基づき、託送料金単価の見直しが行われました。

○主な見直し内容

＜電圧別の 1 kWh あたりの平均単価^{※3}＞

(税抜、円/kWh)

	改定単価	現行単価	差 引
低 圧	10.74	9.22	+1.52
高 圧	4.76	4.20	+0.56
特 別 高 圧	2.10	1.97	+0.13
発 電 側	0.54	0.46	+0.08

※3：見直し後の詳細な託送料金単価については、四国電力送配電プレスリリースをご参照ください。

【変更届出に基づき想定される連結業績への影響】

変更届出に基づき想定される託送料金収入の増分については、下表のとおりです。

2026 年度～2027 年度の物価・労務費・金利の上昇影響の反映等による収入の見通しの増分	378 億円（1 年あたり 267 億円）
2023 年度・2024 年度の実績収入と収入の見通しの乖離に伴う調整額	▲40 億円（1 年あたり ▲28 億円）
合 計	338 億円（1 年あたり 239 億円）

このため、2026 年度～2027 年度の当社の連結業績に生じうる影響についても、これに準じたものとなることが想定されます。なお、当社の連結業績への具体的な影響額は、当社における小売電気料金への託送料金見直しの反映に係る具体的な方針が固まり次第、すみやかに精査してまいります。

以 上